入　札　説　明　書

令和８年１１月６日千葉市公告第８２１号により公告した審査事務補助業務委託の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

１　制限付一般競争入札に付する事項

（１）件名

審査事務補助業務委託

（２）委託案件の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

（３）委託期間

令和９年３月１日（月）から令和１２年３月３１日（日）まで

（４）履行場所

千葉市役所会計室

２　入札参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

（１）令和８・９年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア　手形交換所による取引停止処分を受けてから、２年間を経過しない者

イ　当該業務の開札日前６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がなされていないもの

オ　千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和６０年８月１日施行）に基づく指名停止措置等を、当該業務の入札参加資格申請期限の日から開札日までの間に受けている者

カ　千葉市内において、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に違反している者

（３）令和３年度から令和７年度までに政令市、中核市、特別区、国または都道府県において、同種の業務（書類の審査業務）の履行実績を有すること。

（４）個人情報保護に関する ISMS（ISO/IEC27001、JISQ27001）又はプライバシーマーク（JISQ15001）の認証を受けていること。

（５）共同企業体にあっては、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

ア　すべての構成員が前記（１）、（２）及び（４）の要件を満たしていること。

イ　代表構成員が前記（３）の要件を満たしていること。

ウ　共同企業体は自主結成されたものであり、協定書を締結していること。

エ　各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

３　入札参加資格確認申請書の提出

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（１）提出期間

公告の日から令和８年１１月１７日（火）まで

（日曜日、土曜日及び休日を除く午前９時３０分から午後４時３０分まで）

郵送による場合は、後記８の契約事務担当課に事前に連絡をしたうえで、封筒に「入札参加資格確認申請書等在中」と朱書きして、令和８年１１月１７日（火）の午後４時３０分までに書留郵便にて必着とする。

（２）提出場所

千葉市役所会計室

（３）提出方法

持参または書留郵便

（４）確認通知

令和８年１１月２４日（火）までに申請者に入札参加資格確認結果通知書を発送する。

４　当該業務の仕様書等に関する質問

（１）受付期間

令和８年１１月２４日（火）から令和８年１１月３０日（月）午後３時００分まで

（２）質問方法

「質問書」の様式に必要事項を記入し、後記８の契約事務担当課の電子メールに送付すること。なお、電子メール送信後に、必ず後記８の契約事務担当課に電話にて連絡をし、質問書の到達を確認すること。

（３）回答方法

令和８年１２月４日（金）までに千葉市ホームページで公表する。

５　入札手続等

（１）入札・開札の日時及び場所

日時　令和８年１２月１０日（木）午前１０時００分

場所　千葉市役所高層棟３階　本庁Ｌ会議室３０１

（２）提出物

・入札書

・委任状（代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ）

（３）入札方法

入札者は、原則として前記（１）の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書をもって商号又は名称及び発注案件名を記載した封筒に入れ、密封のうえ、提出すること。ただし、郵便による入札の場合は、後記８の契約担当課に事前に連絡をしたうえで、二重封筒とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きして、後記８の契約事務担当課宛に、入札日前日の午後４時３０分までに書留郵便にて必着のこと。

（４）入札書に記載する金額

ア　入札金額は、一切の諸経費を含め見積もること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　契約期間の総額で見積もること。

（５）入札保証金

要（ただし、千葉市契約規則（昭和４０年千葉市規則第３号）第８条に該当する場合は、免除とする。）

（６）落札者の決定方法

千葉市契約規則第１０条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札候補者とする。同価の入札を行った者が２者以上ある場合には、くじにより落札候補者を決定する。

落札候補者は開札日の翌日（翌日が日曜日、土曜日及び休日にあたるときはその翌日）の午前中までに積算内訳書（後記８の契約事務担当課が指定する様式を用いること）を提出するものとする（期限までに提出がない場合、当該入札は無効とする）。

積算内訳書に不備がないことが認められた場合、当該候補者を落札者として決定する。

なお、入札金額が最低制限価格に満たない場合は、失格とする。

（７）無効となる入札

千葉市契約規則第１６条の規定に該当する入札

６　再度入札の実施

（１）開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がないときは、再度入札を行う。
（２）再度入札の回数は、２回とする。
（３）再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、初回の入札で無効とされた者又は、初回の入札価格が最低制限価格を下回った者は参加できない。

７　契約の手続等
（１）契約保証金
　　要（ただし、千葉市契約規則第２９条に該当する場合は、免除とする。）
（２）契約書作成の要否
　　要
（３）契約手続において使用する言語及び通貨
　　日本語及び日本国通貨に限る。
（４）契約条項等の閲覧
　　千葉市契約規則等は、下記千葉市ホームページにて閲覧できる。
　　(https://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/shisan/keiyaku/keiyakukakiteisyu.html)

８　契約事務担当課
　　〒260-8722　千葉市中央区千葉港１番１号
　　千葉市役所会計室
　　電話　043-245-5452
　　電子メール　kaikei.AU@city.chiba.lg.jp

９　その他
（１）本案件は、複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）を適用する契約である。あらかじめ設定した賃金水準に一定以上の変動がみられた場合に、請求に基づき２年目以降の契約金額を変更するため、入札金額の算出にあたっては、２年目以降の賃金水準の変動を見込む必要がない点に留意すること。
　　契約金額の変更に係る詳細事項は「賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第１条第１項に係る特記仕様書」に定めるとおりとする。
　　その他、スライド条項の適用に関する詳細については、次の千葉市ホームページを参照すること。
　　(https://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/shisan/keiyaku/itakuslide.html)
（２）入札参加に必要な費用は、すべて入札者の負担とする。
（３）提出された入札書類の受理後、加除修正及び撤回は認めない。